

改正 4-5

各種所得の内容（給与所得）

1 所得計算

(途中省略)

▼給与所得控除額の速算表

給与の収入金額		給与所得控除額
	162.5 万円以下	65 万円(最低金額)
162.5 万円超	180 万円以下	収入金額×40%
180 万円超	360 万円以下	収入金額×30%+18 万円
360 万円超	660 万円以下	収入金額×20%+54 万円
660 万円超	1000 万円以下	収入金額×10%+120 万円
1000 万円超		収入金額×5%+170 万円

平成 25 年分以後の所得税、平成 26 年分以後の住民税から、収入金額 1,500 万円超では 245 万円が給与所得控除額の上限となります。

赤字を追加いたしました。